

# 診療所・歯科診療所（以下診療所等）を開設した皆様へ

下記の事項に留意の上、診療所等の管理・運営に万全を期するようお願いいたします。

## 1 開設届の副本

この開設届の「副本」は、開設した証となる書類です。大切に保管してください。

(※廃止時は保健所に返却していただきます。)

## 2 開設後の変更等に係る手続

開設者によって手続が異なります。下表を確認の上、該当する手続を行ってください。

開設者が <u>個人</u> の場合	開設者が <u>法人</u> の場合
<b>【開設届出事項中一部変更届】</b> <b>変更後 10 日以内</b> に届出が必要な主な変更事項 (1) 開設者・管理者の住所・氏名（転居・婚姻等） (2) 診療所の名称 (3) 開設の場所（住居表示変更等） (4) 診療科目 (5) 診療日時 (6) 医療従事者（増減ともに届出が必要です。） (7) 構造設備（※変更前に事前にご相談ください。）	<b>【開設許可事項中一部変更許可申請】</b> <b>事前に</b> 申請が必要な主な変更事項 (1) 構造設備 (2) 従業者の定員 <b>【開設届出（許可）事項中一部変更届】</b> <b>変更後 10 日以内</b> に届出が必要な主な変更事項 (1) 開設者の住所・氏名 (2) 診療所の名称 (3) 開設の場所（住居表示変更等） (4) 診療科目 (5) 管理者の住所・氏名（交代、転居・婚姻等） (6) 定款・寄付行為又は条例
その他 共通事項	
●診療用エックス線装置の備付、変更、廃止についても別途手続が必要です。 ●変更内容によって、添付書類等が異なりますので、手続の際には予めお問合せください。 ●この他にも必要な手続がありますので、別途お問合せください。	

## 3 その他の手続

●廃止・休止・再開した時は、事後 10 日以内に届出をしてください。

●次の場合は、新たに新規開設手続が必要です。

開設者が変わる場合（例：個人開設→法人開設、親→子に代替わり）

開設場所が変わる場合（例：移転）

●疾病治療の目的で麻薬施用、処方せん交付を行う場合は、麻薬施用者免許が必要です。

窓口：東京都保健医療局健康安全部薬務課薬事免許担当 電話：03-5320-4503

## 4 医業等に関する広告の制限

患者等の利用者保護の観点から、医業等に関しては、広告可能な事項が制限されています。広告を行う際には、関係法令をご確認の上、内容及び方法が適切なものとなるようにしてください。

<参考>

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針(医療広告ガイドライン)

## 5 医療機能情報提供制度について（医療法第6条の3）

医療機関の管理者は、住民が適切に医療機関を選択できるよう、医療機能に関する情報を知事に報告することが義務付けられています。

開設の届出から概ね 1～2 ヶ月後に東京都よりご案内をお送りします。ご案内に沿って医療情報ネットへのご登録手続をお願いいたします。

<問合せ先>

東京都保健医療局医療政策部医療政策課東京都保健医療情報センター

電話：03-5272-1801

## 6 院内掲示（医療法第14条の2）

次に掲げる事項を当該診療所内に見やすいよう掲示してください。

- 管理者の氏名
- 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間

## 7 医療安全確保のために必要な取組

医療の安全確保と質の向上のため、医療機関として取組が必要な主な事項は以下のとおりです。各種法令を確認し、遵守してください。

事項	法令	内容
安全管理体制の確保	医療法第6条の12 医療法施行規則第1条の1 1第1項	● 医療に係る安全管理のための指針の整備 ● 職員研修の実施 ● 医療安全確保を目的とした改善方策の実施 ほか
院内感染防止対策	医療法第6条の12 医療法施行規則第1条の1 1第2項第1号	● 院内感染対策のための指針の策定 ● 従業者に対する研修の実施 ● 院内感染対策推進を目的とした改善方策の実施 ほか
医薬品・医療機器の安全管理対策	医療法第6条の12 医療法施行規則第1条の1 1第2項第2・3号	● 医薬品・医療機器安全管理責任者の設置 ● 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成 ● 医療機器の保守点検に関する計画の策定 ほか
診療用放射線に係る安全管理体制	医療法第6条の12 医療法施行規則第1条の1 1第2項第3号の2	● 診療用放射線に係る安全管理のための責任者の設置 ● 診療用放射線の安全利用のための指針の策定 ● 放射線診療に従事する者に対する研修の実施 ほか

～その他の法令に基づく事項～

法令	内容
「個人情報の保護に関する法律」関係	● 医療機関は、その取り扱う個人情報の性質等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があります。 参考：厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」関係	● 血液や注射針等の感染性産業廃棄物を排出する場合、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置き、都知事に報告する必要があります。 参考：東京都環境局「感染性廃棄物を適正に処理するために」

## 8 医療機関へのお知らせについて

多摩立川保健所のホームページに、医療機関向けの通知等を掲載しておりますのでご覧ください。

## 9 医療安全研修について

上記7のとおり、医療機関には医療安全確保のための従事者研修の実施義務があります。多摩立川保健所では、管内の医療機関を対象に医療安全研修を実施しています。実施時には通知しますので、積極的にご活用ください。

## 10 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」について

東京都の保健所では、医療安全支援センター「患者の声相談窓口」を設置し、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。（電話相談）

多摩立川保健所医療安全支援センター「患者の声相談窓口」 042-526-3063  
相談受付時間：平日9時から12時、13時から17時